

技術・標準化分科会

設置要綱

(設置)

第1条 技術戦略検討部会 設置要項第3条に基づき、技術・標準化分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 分科会は、IoT・ビッグデータ（BD）・人工知能（AI）等に関する国内外の動向把握と技術・標準化戦略、普及展開戦略等の検討を行うことを目的とする。

(運営)

第3条 分科会は、技術戦略検討部会長の指名に基づき分科会長を置く。

- 2 分科会長は、分科会の活動をとりまとめ、これを技術戦略検討部会に報告する。
- 3 分科会には、分科会長代理を置くことができ、分科会長が指名する者がこれに当たる。
- 4 分科会長代理は、分科会長を補佐し、分科会長不在時において、その業務を代行する。
- 5 分科会長は、分科会に、個別のテーマに関する検討を行うタスクフォース、アドホックを設置することが出来る。
- 6 その他、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が定めるものとする。